

○ 麻薬取締法等の一部を改正する法律の施行について

(昭和38年7月15日 警察庁丙安発第28号、丙捜一発第17号、丙鑑発第6号
警察庁保安局長、警察庁刑事局長から各管区警察局長、警視総監、各道府県警察本部長、各方面本部長
あて

第43回通常国会において成立した麻薬取締法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、昭和38年6月21日法律第108号として公布され、同年7月11日から施行されることとなつた。

今回の法改正の趣旨とするところは、最近における麻薬犯罪の悪質化および麻薬中毒者の増加が保健衛生上および治安上重大な問題を提起している現状にかんがみ、麻薬の取扱いに対する規制および罰則を強化するとともに、麻薬中毒者に対する入院措置等を講ずる等、麻薬対策を強力に推進することができるようにしたものである。

改正法には、警察官の麻薬中毒者またはその疑いのある者（以下「麻薬中毒者等」という。）についての都道府県知事に対する通報、犯罪鑑識用麻薬の所持および使用、麻薬犯罪に対する罰則の強化等警察活動に関連するものが少なくない。また、麻薬中毒者等の通報、入院措置手続上の調査協力、措置入院者の取調べ等に関して、別添のとおり関係行政機関と「麻薬中毒者の取扱いに関する覚書」（以下「覚書」という。）をとりきめたので、改正法の運用については、下記諸点に留意のうえ、遺憾のないようにされたい。

記

第1 麻薬中毒者等の通報

1 麻薬中毒者等の通報は、警察官が麻薬中毒者等を捜査上発見した場合であると捜査以外の機会に発見した場合であることを問わず行なうものとする。

また、その者が外国船員、船客等である場合についても同様とする。

2 麻薬中毒者等の発見の通報は、別添覚書2の(2)の様式による麻薬中毒者等通報書により、警察署長が行なうものとする。ただし、緊急を要するとき（逮捕した麻薬中毒者等を釈放する場合、麻薬中毒者等の保護を解除する場合等）は、あらかじめ、電話もしくは口頭により、その者の所在地の都道府県薬務主管課に連絡し、じ後書面により通報するものとする。

3 麻薬中毒者等の発見の通報は、発見した麻薬中毒者等の居住地の都道府県知事に対

して行なうものであるが、居住地がない者（日本に居住していない船員、旅客等を含む。）または居住地が明らかでない者については、現在地の都道府県知事に対して行なうものとする。

- 4 通報した麻薬中毒者等については、都道府県知事からその者に対する措置結果が、覚書8の様式による麻薬中毒者措置入院通報書により通知されることとなる。

第2 麻薬中毒者等の入院措置と刑事手続との関係

- 1 麻薬中毒者等の入院措置と刑事手続との関係については、関係行政機関の間で、覚書1のとおり、刑事手続は入院措置に優先して行なわれるべきものであることの確認を行なった。
- 2 麻薬中毒者等で、現に刑事手続進行中のものは、入院措置の対象とはされないことは前記のとおりであるが、刑事手続（捜査手続を当然に含む。）の対象となつている者が麻薬中毒者等であることを認知した場合には、前記第1の1により通報するものとする。
- 3 刑事手続中の者について都道府県知事から依頼があつたときは、捜査上支障のない限り診察の実施につき必要な便宜を図るように努めるものとする。
- 4 麻薬中毒者等に対する刑事手続上麻薬中毒であることの鑑定を必要とする場合は、できる限り精神衛生鑑定医にその鑑定を囑託するように配慮するものとする。
- 5 刑事手続の対象となつた麻薬中毒者等について、当該職員から入院措置の決定に必要な症状、性行および環境につき、調査の協力の要請があつたときは、警察が知り得た事項につき捜査上支障のない限り協力するものとする。
- 6 措置入院者について、捜査上必要がある場合は、その者の身柄の引渡しを受け、または取調べをすることができるが、この場合においては、麻薬中毒治療の特殊性、患者の不安な心理状態および相手方が治療過程にあるものであることを考慮し、著しく治療を阻害することのないよう配慮するものとする。

なお、措置入院中であることを利用して、捜査の端緒および情報を得るための質問は行なわないようにするものとする。

第3 犯罪鑑識用麻薬の取扱い

- 1 法第60条の2の規定によつて新たに麻薬に関する犯罪鑑識の用に供する麻薬（以下「犯罪鑑識用麻薬」という。）に関する規定が設けられ、麻薬に関する犯罪鑑識を行なう国または都道府県の機関（以下「麻薬犯罪鑑識機関」という。）に対し、厚生大臣か

ら麻薬に関する犯罪鑑識に必要な麻薬が交付されることとなつたが、交付される麻薬の種別、数量および交付の手續については、別途通達する。

- 2 犯罪鑑識用麻薬は、麻薬に関する犯罪鑑識の用に供する場合のみその所持、使用が認められ、これ以外の用途に供する場合には、法第60条の2の適用はないので、研究のため麻薬を所持、使用する必要がある場合には、従来どおり麻薬研究者の免許を取得することが必要である。

なお、法施行の際、麻薬研究者の免許を得ている者は、法施行後も免許の有効期間内は麻薬研究者の資格を有するが、麻薬研究者として所持する麻薬と、麻薬犯罪鑑識機関の職員として所持する麻薬とは明確に区別して取り扱うことが必要である。

第4 罰則の強化等

- 1 罰則については、従前の最高刑が「1年以上10年以下の懲役および50万円以下の罰金」であつたものが「無期または3年以上の懲役および50万円以下の罰金」に改められたほか、それぞれの違反行為の段階に応じて法定刑を引上げ、さらに麻薬の密輸出入等の予備罪、麻薬の密輸出入等に要する資金等の提供罪および麻薬の譲受け、譲渡しの周旋罪が新設された。

なお、従前の常習加重、営利常習加重に関する規定は廃止された。

- 2 従来、法解釈上疑義のあつた違法に麻薬の施用を受ける行為についての禁止規定およびこれを処罰する規定が加えられるとともに、従来、麻薬施用者から施用のために交付された麻薬および麻薬処方せんにより麻薬小売業者から譲り受けた麻薬について認められていた譲渡（法第24条）、譲受（法第26条）、施用（法第27条）、所持（法第28条）の禁止に関する除外例は、麻薬施用者の当該麻薬もしくは処方せんの交付が違法である場合には適用されないことが明らかにされた。

- 3 法第76条の規定により、法第12条第1項に規定する麻薬であるか、同条第2項に規定する麻薬であるか、またはこれらの麻薬以外の麻薬であるかを知ることができない麻薬についての罰則の適用は、これを同条第1項および第2項に規定する麻薬以外の麻薬とみなして行なわれることとなるが、対象が麻薬であることが明らかでない限り本条の適用はない。

以上のことが、改正法によりとられた罰則の強化および従来、法運用上の疑義とされていた関係規定を整備した主な点であるが、法の運用にあつては、遺憾のないよう慎重に配慮されたい。

(別 添)

麻薬中毒者の取扱いに関する覚書

昭和38年7月11日施行の麻薬取締法第6章の2「麻薬中毒者に対する措置」に関し、次のとおり、相互に協力するものとする。

1 入院措置と刑事手続との関係

現に刑事手続の進行中又は裁判の執行中の者は、原則として入院措置の対象としないものであること。

2 第58条の3の規定による通報関係

(1) 通報は、発見した麻薬中毒者又はその疑いのある者すべてについて行ない、たとえその者がすでに麻薬中毒者名簿に登載されている者であつても新たに通報することとすること。また、その者が外国人船員、船客等である場合においても同様とすること。

(2) 通報は、別に定める様式による通報書により当該麻薬中毒者又はその疑いのある者の居住地（居住地がないか、又は居住地が明らかでない者については、現在地とする。以下同じ。）の都道府県知事に対してすみやかに行なうこととすること。ただし、緊急を要する場合には、あらかじめ電話、口頭等によりその者の現在地の都道府県業務主管課に連絡するとともに、釈放後において文書によりその者の居住地の都道府県知事に通報することとすること。

3 第58条の4の規定による通報関係

第58条の4の規定による通報は、事件事務規程（法務大臣訓令）に定めるところにより都道府県知事に通報することとすること。

4 第58条の5の規定による通報関係

麻薬中毒者又はその疑いのある者を釈放するときは、その旨をあらかじめその者の居住地（居住地がないか、又は居住地が明らかでない者については、矯正施設の所在地とする。）の都道府県知事に連絡するとともに別に定める様式による通報書により、通報することとすること。なお、あらかじめ通報書により通報することができないときは、釈放後すみやかにこれを行なうこととすること。

5 調査協力依頼関係

第58条の3の規定による通報を行なつた者の属する官公署は、当該麻薬中毒者又はその疑いのある者について入院措置手続上必要な症状、環境及び性行の調査の協力をすることとすること。

6 第58条の6の規定による診察関係

- (1) 捜査機関は刑事手続中にある者についても都道府県知事から依頼があつたときは、捜査上支障のない限り診察の実施につき必要な便宜を図るように努めることとすること。
- (2) 刑事手続上麻薬中毒の鑑定を必要とする場合は、できる限り精神衛生鑑定医にその鑑定を嘱託することとすること。
- (3) 精神衛生鑑定医が麻薬取締法第58条の6の規定による診察を行なうに際して、すでに刑事手続上医師により麻薬中毒についての鑑定を行なつているときは、その鑑定の諸資料を精神衛生鑑定医に閲覧させる等その診察に協力することとすること。

7 措置入院者の取調べ関係

- (1) 捜査機関は、措置入院者についても捜査上必要がある場合には、その者の身柄の引き渡しをうけ、又は取調べを行なうことができることはもちろんであるが、その者の治療の過程を考慮し、著しく治療を阻害するようなことのないように配慮することとすること。
- (2) 措置入院中であることを利用して捜査の端緒及び情報を得るための取調べは行なわないこととすること。

8 処分結果連絡関係

通報があつた者についての措置の結果を別に定める様式により通報者に連絡することとすること。

昭和38年7月16日

法務省刑事局長	竹内寿平	印
法務省矯正局長	大沢一郎	印
警察庁保安局長	大津英男	印
海上保安庁		
警備救難部長	猪口猛夫	印
厚生省薬務局長	牛丸義留	印

2の(2)の様式

麻 薬 中 毒 者 等 通 報 書			
都道府県知事		殿	
		第 号	
		昭和 年 月 日	
		所属官公署名	
		官 職	
		氏 名 ⑩	
<p>麻薬取締法第58条の3の規定により、麻薬中毒者又はその疑いのある者について下記のとおり通報する。</p>			
(ふりがな) 氏 名		男・女	明治 大正 年 月 日 昭和 (才)
住 所			
発見年月日			
麻薬中毒者 又はその疑 いのある者 と認めた理 由			
刑事手続と の 関 係			
(備 考)			

4の様式

80

麻 薬 中 毒 者 等 通 報 書			
都道府県知事		殿	
所在地 矯正施設		第 号 昭和 年 月 日	
名称		矯正施設の長の氏名	
矯正施設の長の氏名		印	
麻薬中毒者又はその疑いのある者を釈放するから麻薬取締法第58条の5の規定により下記のとおり通報する。			
麻薬中毒者 又はその疑いのある者	(ふりがな) 氏 名		男・女 明治 大正 昭和 年 月 日 (才)
	本 籍		
	帰 住 地		
釈放年月日			
釈放理由			
引 取 人	氏 名	続柄	
	住 所		
麻薬中毒者 又はその疑いのある者 と認められた理由			
(備 考)			

8の様式

麻薬中毒者措置入院等通報書			
第 号 昭和 年 月 日		殿 都道府県知事	
印			
昭和 年 月 日 第 号をもつて通報があつた麻薬中毒者 又はその疑いのある者について下記のとおり措置したので通報する。			
(ふりがな) 氏 名		男・女	明治 大正 昭和 年 月 日 (才)
住 所			
入 院 措 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
麻薬中毒者 医療施設の 住所及び名 称			
入院措置し なかつた理 由			
(備 考)			